

(別紙)

新旧対照表

新	旧
<p><b>4 地域再生計画の目標</b></p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を70.8%から<u>85%</u>に向上)</p> <p>(目標2) 環境関連産業を創出する(産地直売施設8箇所を10箇所にする。)</p> <p>(目標3) 町民主体の環境学習の推進(地域環境学習組織3団体を10団体とする。)</p> <p><b>5 目標を達成するために行う事業</b></p> <p><b>5-1 全体の概要</b></p> <p>公共下水道は、紫波町公共下水道として位置づけられており、昭和54年2月に本町中心部の173ha(6,870人)で事業認可を受け、現在までに<u>9回</u>の変更認可を経て<u>805ha(20,400人)</u>まで事業認可区域を拡大し、生活環境の改善が急がれる本町中心部及び周辺部を含む区域を鋭意に整備を進めてきた。今後は引き続き南日詰、北日詰第1、<u>平沢</u>、高水寺処理区の整備を促進し、生活環境の改善を図る。</p> <p>一方、農業集落地域の環境整備を図る農業集落排水は、昭和48年度県営農村基盤整備パイロット事業により事業採択され、昭和63年度に事業着手した山王海地区ほか4地区が完成している。現在、上平沢地区が事業実施中であり、管渠及び処理施設を整備し農業集</p>	<p><b>4 地域再生計画の目標</b></p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を70.8%から<u>83%</u>に向上)</p> <p>(目標2) 環境関連産業を創出する(産地直売施設8箇所を10箇所にする。)</p> <p>(目標3) 町民主体の環境学習の推進(地域環境学習組織3団体を10団体とする。)</p> <p><b>5 目標を達成するために行う事業</b></p> <p><b>5-1 全体の概要</b></p> <p>公共下水道は、紫波町公共下水道として位置づけられており、昭和54年2月に本町中心部の173ha(6,870人)で事業認可を受け、現在までに<u>8回</u>の変更認可を経て<u>732ha(21,100人)</u>まで事業認可区域を拡大し、生活環境の改善が急がれる本町中心部及び周辺部を含む区域を鋭意に整備を進めてきた。今後は引き続き南日詰、北日詰第1、高水寺処理区の整備を促進し、生活環境の改善を図る。</p> <p>一方、農業集落地域の環境整備を図る農業集落排水は、昭和48年度県営農村基盤整備パイロット事業により事業採択され、昭和63年度に事業着手した山王海地区ほか4地区が完成している。現在、上平沢地区が事業実施中であり、管渠及び処理施設を整備し農業集</p>

新	旧
<p>落の生活環境の改善、水路や河川の環境整備を推進する。</p> <p>また、その他家屋の点在する集合処理区以外の地域については、個人設置型浄化槽事業に加え、新たに PFI を活用した市町村設置型浄化槽事業により環境整備の推進を図る。</p> <p>以上の「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」の汚水処理 3 施設で町内全域を網羅し、相互に連携を図りつつ、目標達成に向け事業を展開する。</p> <p><b>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業</b></p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等をしている。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 …… <u>平成 20 年 4 月に事業認可</u></li> <li>・農業集落排水 …… 平成 15 年 3 月に事業採択の通知を国より受けている。</li> </ul> <p><b>【事業期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 平成 18 年度～<u>22 年度</u></li> <li>・農業集落排水施設 平成 18 年度～20 年度</li> <li>・浄化槽（市町村設置型）平成 19 年度～<u>22 年度</u></li> <li>・浄化槽（個人設置型）平成 19 年度～<u>22 年度</u></li> </ul>	<p>落の生活環境の改善、水路や河川の環境整備を推進する。</p> <p>また、その他家屋の点在する集合処理区以外の地域については、個人設置型浄化槽事業に加え、新たに PFI を活用した市町村設置型浄化槽事業により環境整備の推進を図る。</p> <p>以上の「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」の汚水処理 3 施設で町内全域を網羅し、相互に連携を図りつつ、目標達成に向け事業を展開する。</p> <p><b>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</b></p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等をしている。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 …… <u>平成 15 年 3 月に事業認可</u></li> <li>・農業集落排水 …… 平成 15 年 3 月に事業採択の通知を国より受けている。</li> </ul> <p><b>【事業期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 平成 18 年度～<u>20 年度</u></li> <li>・農業集落排水施設 平成 18 年度～20 年度</li> <li>・浄化槽（市町村設置型）平成 19 年度～<u>20 年度</u></li> <li>・浄化槽（個人設置型）平成 19 年度～<u>20 年度</u></li> </ul>

新		旧	
<b>【整備量】</b>		<b>【整備量】</b>	
・公共下水道	φ200 <u>5,800m</u> 単独事業分φ200 <u>5,400m</u>	・公共下水道	φ200 <u>3,800m</u> 単独事業分φ200 <u>3,800m</u>
・農業集落排水施設	φ150～200 <u>20,500m</u> 単独事業分φ150 <u>3,800m</u> 処理場 1カ所	・農業集落排水施設	φ150～200 <u>20,600m</u> 単独事業分φ150 <u>4,300m</u> 処理場 1カ所
・浄化槽	<u>310基</u>	・浄化槽	<u>440基</u>
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。		なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。	
公共下水道	日詰、古館、赤石地区 <u>1,318人</u>	公共下水道	日詰、古館、赤石地区 <u>842人</u>
農業集落排水施設	上平沢地区 <u>2,695人</u>	農業集落排水施設	上平沢地区 <u>2,695人</u>
浄化槽（市町村設置型）	<u>1,122人</u>	浄化槽（市町村設置型）	<u>1,506人</u>
浄化槽（個人設置型）	<u>55人</u>	浄化槽（個人設置型）	<u>36人</u>
<b>【事業費】</b>		<b>【事業費】</b>	
・公共下水道	事業費 <u>584,000千円</u> (うち、交付金 <u>292,000千円</u> ) 単独事業費 <u>428,704千円</u>	・公共下水道	事業費 <u>324,000千円</u> (うち、交付金 <u>162,000千円</u> ) 単独事業費 <u>309,000千円</u>
・農業集落排水施設	事業費 <u>2,181,802千円</u> (うち、交付金 <u>1,090,901千円</u> ) 単独事業費 <u>330,500千円</u>	・農業集落排水施設	事業費 <u>2,200,992千円</u> (うち、交付金 <u>1,100,496千円</u> ) 単独事業費 <u>335,000千円</u>
・浄化槽（市町村設置型）	事業費 <u>275,484千円</u> (うち、交付金 <u>91,825千円</u> )	・浄化槽（市町村設置型）	事業費 <u>400,592千円</u> (うち、交付金 <u>133,528千円</u> )

	新	旧
・浄化槽（個人設置型）	事業費 5,791千円 <u>(うち、交付金 1,930千円)</u>	事業費 4,410千円 <u>(うち、交付金 1,470千円)</u>
合 計	事業費 3,047,077千円 <u>(うち、交付金 1,476,656千円)</u> 単独事業費 759,204千円	事業費 2,718,393千円 <u>(うち、交付金 1,326,978千円)</u> 単独事業費 644,000千円
<b>6 計画期間</b> 平成18年度～ <u>22年度</u>		<b>6 計画期間</b> 平成18年度～ <u>20年度</u>